

函館スキー連盟規約

第1条（名称）

本団体は、函館スキー連盟と称する。

第2条

本団体の所在地を理事長宅に置く。

第3条（目的）

函館スキー連盟（以下「本連盟」という。）は、アマチュアスポーツとしての正しいスキー及びスノーボード（以下「スキー等」という。）の普及振興と加盟団体と企画して必要な事業を行い、もって地域におけるスノースポーツの振興に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本連盟は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スキー等の競技会の開催
- (2) スキー等の技術講習会・研修会並びに指導者の育成
- (3) スキー等のバジテストの開催
- (4) スキー等に関する安全対策・傷害防止に関すること
- (5) その他 本連盟の目的に必要な一切の事業

第5条（組織）

本連盟は、道南及びその他に所在するスキー等の団体及び個人をもって組織する。

第6条（加入）

加盟団体の加入希望する団体は、別紙「加入申請書」を提出する。

2 理事会に諮り審議する。

3 加入が承認されたときは、加盟金を納入しなければならない。

第7条（負担金）

加盟団体は、毎事業年度総会の決議によって定める負担金を12月末までに納入しなければならない。

第8条（退会）

加盟団体の退会は、理事会の決議による。

第9条（除名）

加盟団体が、次の各号の一に該当する場合は、理事会において審議し議決をもって除名することができる。

この場合、議長は、当該加盟団体の代表者に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 負担金を2年以上納入しないとき
- (2) 本連盟の名誉を傷つけ、若しくは本連盟の目的に反する行為や本連盟に不利益を与えたとき
- (3) 加盟団体の資格を失ったとき

第10条（加盟金及び負担金の不返還）

加盟団体が納入した加盟金及び負担金は返還しない。

第11条（役員の設定）

本連盟に次の役員を置く

- (1) 理事 25名以内
- (2) 監事 若干名

各専門部は、部長・副部長及び他若干名を選出する。

理事のうち1名を会長、5名以内を副会長、1名を理事長とする。

各地区は、副会長1名を選出する。また、副会長とは別の加盟団体から理事を選出する。

第12条（役員を選出）

役員選考委員会は、理事及び監事の候補者を選出して、総会の決議によって選任する。

なお、会長・副会長及び理事長は、理事の中から選任する。

2 理事の選出基準

- (1) 理事候補者は、加盟団体に所属し全日本スキー連盟会員登録した者とする。

ただし、会長はこの限りではない。

- (2) 理事候補者は、業務執行・組織運営・財務経営に優れ、且つ、専門性・地域性・経験等を考慮する。

3 監事の選出基準

監事は、加盟団体に所属し全日本スキー連盟会員登録した者とする。

4 本連盟より道連役員に選任された者は、本連盟の理事とする。

第13条（役員職務）

会長は、本連盟を代表してこれを統括する。

2 副会長は、会長が他要務及び事故あるときはその職務を代行する。また、地区の代表者は、理事と共に地区運営の円滑な推進に努める。

3 理事長は、総会及び理事会での議決事項を尊重し、業務の執行と会務を処理する。

4 理事長は、緊急を要する事項で理事会に諮るいとまがないときは、これを専決する。ただし、その後の理事会にその経過を報告しなければならない。

5 理事長は、各専門部の部長と事務局を構成し、業務を遂行する。

6 理事は、総会で議決されたところにより職務を執行する。

7 監事は、本連盟の会計並びに理事の職務執行を監査し、その監査・調査結果を総会に報告する。

第14条（名誉会長・顧問・相談役）

本連盟の必要に応じて名誉会長及び顧問並びに相談役を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問並びに相談役は、本連盟に功績顕著な者、又は本連盟の発展に対し、特に尽力した者及び本連盟の運営に寄与することが期待される者の中から選出する。

3 名誉会長・顧問・相談役は、理事会の議を経て総会の決議により委嘱する。

4 名誉会長は、会長の相談に応ずる。

5 顧問・相談役は、会長及び理事会の相談に応ずる。

第15条（役員の仕事）

役員の仕事は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結時までとする。

- 2 理事及び監事は、第11条に定める定数に満たないとき、任期満了又は辞任によって選任された後も新たに選任された者が就任するまで権利義務を有する。
- 3 理事及び監事は、当該改選年度の総会（代議員会開催日）をもって満75歳とする。

第16条（役員の仕事）

理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、総会の議決によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の喪失などのために、職務の執行に支障が生じるとき、又はこれに堪えないとき

第17条（総会）

総会は、本連盟の最高決議機関であり、年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は、役員の仕事の過半数から請求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

- 2 総会は、出席代議員の過半数をもって議事を決する。賛否同数のときは、議長がこれを決する。

第18条（構成）

総会は、全ての代議員をもって構成する。

- 2 代議員は、加盟団体の所属員の中から1名を選出する。
- 3 総会の議長は、出席代議員の中から選出する。
- 4 名誉会長、顧問及び相談役は必要に応じ総会に出席することができる。

第19条（権限）

- (1) 総会に付議された事項は次のとおりとする。
- (2) 事業報告及び収支報告
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 規約改正
- (5) 役員改選
- (6) その他の重要事項

第20条（理事会）

理事会は、総会に次ぐ決議機関で会長が必要と認めたとき、又は、理事の仕事の過半数から請求があったとき会長が招集する。

第21条（理事会の構成・権限・議長・決議）

理事会は、すべての理事をもって構成する。監事は業務執行を監査することから理事会の構成員とする。

- 2 事業報告及び収支報告・事業計画並びに収支予算及び総会に提案する事項の審議をする。
- 3 理事会の議長は会長がこれに当たる。
- 4 理事会は、業務執行に関する事項を決定する。
- 5 出席理事の過半数でこれを決し、同数の場合は、議長がこれを決する。

第22条（議事録）

総会、理事会の議事については議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

なお、議事録の作成は、総務部が担当する。

第23条（三役会）

三役会は、会長・副会長・理事長で構成する。

2 会長が招集する。

3 運営方針を定める。

4 改選期にあたっては、役職等を含め人事全般に関して審議する。

第24条（事務局）

事務局は、理事長と専門部の部長で構成し、理事会等に諮る議題や専門部の連絡調整などをする。

2 本連盟事業に関する企画立案並びに緊急事案の審議をする。

3 事務局の詳細な運営規程は、別に定める。

第25条（専門部）

本連盟の事業遂行のため、次の専門部を置く。

(1) 総務部

(2) 競技部

(3) 教育部

第26条（専門部規程）

専門部の運営に関する規程は、別に定める。

第27条（地区連絡会）

本連盟の事業遂行のため、地区連絡会を置く。

2 地区連絡会の運営等に関する規程は、別に定める。

第28条（会計）

本連盟の経費は、加盟金・助成金・寄付金・賛助金 その他の収入をこれに充てる。

第29条（事業年度）

本連盟の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

第30条（旅費）

本連盟の旅費に関する規程は、別に定める。

第31条

本連盟の功労者表彰に関する規程は、別に定める。

第 32 条（慶弔）

本連盟の慶弔に関する規程は、別に定める。

第 33 条（ホームページ）

本連盟に公式ホームページ（以下「ホームページ」という）を開設し、インターネットを通して広く情報を公開する。

2 本連盟のホームページに関する規程は、別に定める。

第 34 条（細則）

本規約の施行上、必要な事項に関する細則は、別に定める。

第 35 条（規約の改廃）

この規約の改廃は、理事会及び総会の決議による。

第 36 条（設立年月日）

本団体は、1926（大正 15）年 1 月 24 日設立

〈附則〉

- 1 この規約は、昭和 41 年 11 月 24 日制定する。
- 2 この規約は、昭和 58 年 5 月 25 日改定する。
- 3 この規約は、平成 元年 11 月 25 日改定する。
- 4 この規約は、平成 5 年 11 月 21 日改定する。
- 5 この規約は、平成 12 年 11 月 23 日改定する。
- 6 この規約は、平成 14 年 11 月 23 日改定する。
- 7 この規約は、平成 17 年 11 月 27 日改定する。
- 8 この規約は、平成 20 年 11 月 23 日改定する。
- 9 この規約は、平成 22 年 11 月 6 日改定する。
- 10 この規約は、平成 25 年 11 月 23 日改定する。
- 11 この規約は、平成 26 年 11 月 23 日改定する。
- 12 この規約は、平成 28 年 11 月 23 日改定する。
- 13 この規約は、平成 30 年 11 月 23 日改定する。
- 14 この規約は、2020（令和 2）年 11 月 14 日改定する。
- 15 この規約は、2021（令和 3）年 11 月 14 日改定する。

（経過措置）

この規約の施行に伴い、細則など運営に必要な規定などが定まるまでは、廃止する各専門部の運営に関する事項はこれを準用するものとする。